

豊田市福祉ホーム運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 福祉ホーム運営費補助金(以下「補助金」という。)は地域生活支援事業実施要綱(平成18年8月1日障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙1)の別記11の(1)に基づいて、社会福祉法人が行う福祉ホーム(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「総合支援法」という。)第5条第28項に規定するものをいう。以下同じ。)事業に要する経費に対し予算の範囲内において社会福祉法人に交付するものとし、その交付に関しては、豊田市補助金等交付規則(昭和45年規則第34号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 補助の交付対象者は、福祉ホームを運営する社会福祉法人であって市長の指定を受けた者(以下「補助事業者」という。)とする。ただし、総合支援法附則第23条第2項の規定による福祉ホームを運営する法人については、指定を受けたものとみなす。

2 前項の規定にかかわらず、役員に暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者がいる場合は対象としない。

(補助事業者の指定等)

第3条 第2条に規定する市長の指定を受けようとする者は、あらかじめ豊田市福祉ホーム事業者指定申請書(様式第4号)を市長に提出し、その指定を受けなければならない。ただし、総合支援法附則第23条第2項の規定による福祉ホームを運営する法人については、指定を受けたものとみなす。

2 市長は、前項の申請書が提出されたときは、その内容を審査して指定の可否を決定し、豊田市福祉ホーム事業者指定通知書(様式第5号)又は豊田市福祉ホーム事業者指定却下通知書(様式第6号)により通知しなければならない。

3 補助事業者は、次の各号に定める事項に変更があったときは、その発生日から起算して10日以内に豊田市福祉ホーム事業者変更届(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 福祉ホームの名称及び所在地
- (2) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- (3) 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
- (4) 建物の構造概要及び平面図(各室の用途を明示するものとする。)並びに設備の概要
- (5) 管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴
- (6) 運営規程
- (7) 役員の名、生年月日及び住所

(交付の対象及び算定方法)

第4条 第1条に規定する事業（以下「補助事業」という。）の実施に必要な経費のうち補助金交付の対象として市長が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について補助金を交付する。

2 補助基準額、補助対象経費及び補助交付額の算定方法は、別表のとおりとする。

（申請手続）

第5条 規則第4条に定める交付申請書及び添付書類は、様式第1号のとおりとし、補助事業者は、補助を受けようとする年度の6月末日までに市長に提出しなければならない。

（申請の取下げ）

第6条 規則第6条に規定する申請の取下げ期日は、交付決定通知を受けた日から30日以内とし、その旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

（変更申請の手続）

第7条 補助事業者は、補助金の交付の決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して交付申請を行う場合には、補助金変更交付申請書（様式第2号）に関係書類を添えて提出しなければならない。

（補助金の交付の決定）

第8条 市長は、補助金交付申請書又は補助金変更交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。この場合において、市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要がある時は、条件を付すことがある。

（経費変更の承認）

第9条 補助事業者は、補助事業の内容を変更する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

（補助事業の中止又は廃止）

第10条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は、廃止しようとする場合には、市長の承認を受けなければならない。

（実績報告）

第11条 規則第10条に定める実績報告書及び添付書類は、様式第3号のとおりとし、補助事業者は、翌年度の4月10日までに市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第12条 補助金は、補助事業の完了後交付する。ただし、市長が特別の理由があると認めたときはその全部又は一部を概算払い又は前金払いにより交付することがある。

(検査等)

第13条 市長は、補助事業者に対して、補助事業に関し、必要な指示をし、報告を求め、又は検査することができる。

(補助金調書の整備)

第14条 補助事業者は、補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした補助金調書を様式第4号により作成し、これを事業終了5年間保管しなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第15条 市長は、この補助金の交付を受ける事業者が不正の手段により補助金の交付決定を受けた場合又は第2条第2項に掲げる場合に該当することが判明した場合は、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別 表

1 補 助 基 準 額	2 補助対象経費	3 補助交付額の算定方法
<p>1 利用定員5人～9人の場合 1 施設当たり6月の額 1,608,000円</p> <p>2 利用定員10人～19人の場合 1 施設当たり6月の額 1,916,500円</p> <p>3 利用定員20人～29人の場合 1 施設あたり6月の額 2,534,000円</p> <p>ただし、運営月数が6月に満たない場合（1月未满是1月とする。）は上記基準額を6で除して得た額に運営月数を乗じて得た額</p>	<p>社会福祉法人が設置する福祉ホーム運営のために必要な報酬、給料、職員手当、賃金、旅費、需要費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費及び手数料）、委託料、使用料、賃借料及び備品購入費等</p>	<p>1 補助事業の実施に必要な経費のうち左の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して、少ない額を選定する。</p> <p>2 1により選定した額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）の範囲内の額を交付額とする。</p>

様式第1号（第5条関係）

番 号
年 月 日

豊田市長様

法人所在地
法人の名称
代表者職氏名
(施設名)

福祉ホーム運営費補助金交付申請書

このことについて、下記のとおり補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額

金 円

2 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 歳入歳出予算（見込）書抄本
- (3) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (4) 役員（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等（役員等を置かない場合は、その団体の構成員とする。）をいう。）の氏名、役職名、住所及び生年月日が記載された書類

様式第2号（第7条関係）

番
年 月 日

豊田市長 様

法人所在地
法人の名称
代表者職氏名
(施設名)

福祉ホーム運営費補助金変更交付申請書

このことについて、下記のとおり補助金を変更交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1	今回変更申請額 (ア)	金	円
	既交付決定額 (イ)	金	円
	変更後補助金額 (ア+イ)	金	円

2 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 歳入歳出予算（見込）書抄本

様式第3号（第11条関係）

番 号
年 月 日

豊田市長 様

法人所在地
法人の名称
代表者職氏名
(施設名)

福祉ホーム運営費補助金実績報告書

年 月 日付けで交付決定のありました福祉ホーム運営費補助金に係る事業実績を下記のとおり報告します。

記

1 交付決定金額	金	円
補助金受入額	金	円
補助金精算額	金	円

2 添付書類

- (1) 補助金精算書
- (2) 事業実績調書
- (3) 歳入歳出決算（見込）書抄本

豊田市福祉ホーム事業者指定申請書

豊田市長様

申請者 住所
 (設置者) 名称
 代表者

豊田市福祉ホーム事業者として指定を受けたいので、豊田市福祉ホーム運営費補助金交付要綱第3条第1項の規定により下記のとおり申請します。

申請者 (設置者)	フリガナ			
	名称			
	主たる事務所の所在地	郵便番号	-	
	法人所轄庁			
	電話番号		FAX番号	
	代表者の職・氏名	職名		フリガナ
				氏名
代表者の住所	郵便番号	-		
事業所 (福祉ホーム)	フリガナ			
	名称			
	所在地	郵便番号	-	
	電話番号		FAX番号	
	フリガナ			
	管理者氏名			
	利用定員			
対象障がい種別	身体 ・ 知的 ・ 精神			
事業開始年月日				
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定款及び登記事項証明書 ・ 運営規定 ・ 管理者の経歴書 ・ 従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・ 平面図（各部屋の名称、面積を記入すること） ・ 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要 ・ 事業計画書 ・ 収支予算書 ・ その他必要な書類 			

発第 号
年 月 日

様

豊田市長

豊田市福祉ホーム事業者の指定について（通知）

年 月 日付けで提出されました豊田市福祉ホーム事業者指定申請書について、審査の結果、豊田市福祉ホーム等運営費補助金交付要綱に基づく事業者として指定しましたので、同要綱第3条第2項の規定により通知します。

記

事業者の名称	
福祉ホームの名称	
事業所の所在地	
定 員	
指 定 年 月 日	
備 考	

発第 号
年 月 日

様

豊田市長

豊田市福祉ホーム事業者指定申請却下通知書（通知）

年 月 日付けで提出されました豊田市福祉ホーム事業者指定申請書について、審査の結果、豊田市福祉ホーム等運営費補助金交付要綱に基づく事業者として指定申請を却下しましたので、同要綱第3条第2項の規定により通知します。

記

事業者の名称	
福祉ホームの名称	
却下の理由	

豊田市福祉ホーム事業者変更届

豊田市長様

申請者 住 所
 (設置者) 名 称
 代表者

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

福祉ホームの名称			
所在地			
変更事項 (該当の番号に○)		変更前	変更後
1	福祉ホームの名称及び所在地		
2	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名		
3	申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等		
4	建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要		
5	管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴		
6	運営規程		
7	役員の氏名、生年月日及び住所		
変更発生日		年 月 日	